

石川県会計実地検査講評における指摘を踏まえた水田情報の整備について

平成 26 年 6 月 20 日
石川県農林水産部企画調整室

1. 経営所得安定対策における交付対象面積に係る指摘内容について

実施要綱等によりますと、作付面積の基礎となる田本地面積の確認にあたっては、実測や公的資料により農地面積から畦畔面積を差し引いて算出することとなっております。

→ 経営所得安定対策等実施要綱

別紙 3 「米及び水田活用の直接支払い交付金の交付対象農地

まず 1 点目、●●●●農業活性化協議会等 4 協議会では畦畔率を 2%としておりましたが、根拠不明となっております。また、農林水産省統計部が公表しております推定畦畔率 3%を下回っております。参考までに当協議会における畦畔率を実測しましたところ、2.68%と 5.07%などとなっております。

→ 作物統計（平成 25 年度については、26 年 1 月 28 日公表）

→ <会計検査院の見解>

- ・ 推定平均畦畔率を適用するか、改めて畦畔率の根拠を求める必要がある
- ・ 管内で複数の畦畔率を適用する場合には、管内全体の畦畔率の加重平均が推定平均畦畔率以内となるよう周知することで、管内全体として過大交付とならないようにすれば、市町村毎に取扱が不公平となる事態が避けられる

一律の畦畔率を設定している場合で国の統計資料より小さい場合、統計資料で算出される本地面積より、交付金の対象となる本地面積が大きくなる。この場合で、畦畔率の設定の根拠が不明の協議会について指摘されたところ。

畦畔率の根拠の策定については、経営所得安定対策実施要綱別紙 3 で、実測、サンプルによる設定、統計資料による設定等が規定されているところであるが、26 年度の具体的な対応については、全国的な事案であることから今後、国の対応方針等の公表をま
って対応することとしたい。

2 点目であります。●●●●農業活性化協議会等 7 協議会では一部のほ場においては、道路分筆により減少した面積を考慮しないまま、交付対象面積としておりました。

→<会計検査院の見解>

道路等への分筆は、把握している関係機関へ照会すれば分かる事態であり、協議会が農業委員会や公共事業の担当部局等の関係機関へ照会し、農地法上の許可を要しない事案についても把握するよう要綱上で明記すべき

固定資産課税台帳と水田情報との突合により、不一致した筆について、その原因を確かめたところ、道路の新設や拡幅による分筆が行われていたが、水田情報に反映されていない事案が多く協議会で見られた。

道路建設に係る用地買収については、農地法上の許可を要しないことから、農業委員会においては分筆情報の把握が困難である一方で、登記変更の情報は、法務局から定期的に市町に情報提供され、固定資産課税台帳には反映される。

これらのことから、7 月 1 日現在の農業情報の整備に当たっては、管内における道路建設の情報について把握に努め、水田情報へ反映するとともに、固定資産課税台帳との突合（固定資産課税台帳のデータが反映された農地基本台帳）を行うことが望ましい。

3点目であります、●●●農業活性化協議会および●●●農業活性化協議会では、一部のほ場において地籍調査により面積に変更があったにもかかわらず、その結果を反映しないまま、交付対象面積としておりました。

→<会計検査院の見解>

面積照合は水稲共済細目書の水田面積との照合のみでは明らかに不十分であり、固定資産課税台帳等の公的資料との照合を必ず行うべき（照合を行う範囲、時期については要検討）

地籍調査の結果については、固定資産課税台帳に反映されていることから、これについても、**水田情報と課税台帳との突合により、適正な水田情報の整備が可能**となる。

4点目でございますが、水田利活用の直接支払交付金について●●●農業活性化協議会等4協議会では、ハウス栽培を行っているほ場について、**作付面積を実際の作付面積であるハウスの面積ではなく、田本地面積と設定しておりました。**

→<会計検査院の見解>

園芸施設内の作物に対して交付する場合の取扱いについて要綱等に明記すべきであり、**交付対象面積としてはハウスの設置面積とすべき**

産地交付金におけるパイプハウス等施設に対する交付金の対象面積について、ハウスの面積ではなく、田本地面積で交付しているものに対して過大に支払いを行っている指摘されたもの。

これにかかる26年度の具体的な対応については、全国的な事案であることから今後、国の対応方針等の公表をまっけて対応することとしたい。

2 H26年度の対応について

基本的に**全国的な事案であることから、講評の指摘事項の1点目及び4点目については、今後、国の対応方針等の公表をまっけて対応するものと考えている。**

2点目及び3点目に係る、交付金算定の基礎となる水田台帳の整備（農地面積、本地面積）については、交付対象農地の全筆について、固定資産課税台帳（もしくは固定資産課税台帳が反映された農地基本台帳）と突合し、全てのミスマッチについて修正することが必要と考えられる。

これらの作業に係る経費（データ入力等の賃金、データ整備の委託費、現地調査に係る謝金、消耗品費等）については、**直接支払推進事業（定額補助）において対応が可能であることから適切に対応願いたい。**